

# 宇部市個人情報保護対策審議会会議録

日時 平成27年2月24日(火) 13時30分～15時00分

場所 宇部市役所 2階 第1会議室

## 1 議題

- (1) 社会保障・税番号制度における個人情報の取扱いについて
- (2) 特定個人情報保護評価書(住民基本台帳事務)について
- (3) その他

## 2 その他

### 出席者

大崎会長 松藤副会長  
加藤委員 鈴川委員 徳永委員 野村委員

議題に関する職員

#### 【総務管理部】

(市民課)

大野課長 喜志多課長補佐  
三戸係長

#### 【総合政策部】

(情報政策課)

西村係長

(事務局)

日高部長  
山下課長 濱原課長補佐  
重村係長 河野主任

---

## 会 議 の 概 要

(会長)

本日の議題は2件となっております。委員の皆様活発な御意見をお願いいたします。  
まず、「社会保障・税番号制度における個人情報の取扱いについて」説明をお願いします。

(総務管理課)

【別添資料に基づき説明を行う】

(会長)

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か御質問、御意見はありませんでしょうか。

(委員)

地方公共団体と国が持っている情報の違いは何でしょうか。

(総務管理課)

例えば、国税に関するデータを市は持っていません。

今後はマイナンバー制度により、持っているデータ、持っていないデータを結びつけるようになります。

(情報政策課)

先程、説明があったように、データは一元管理するのではなく、これまでどおり分散管理となります。

各行政機関等が保有する情報は従来どおりとなり、国が新たに情報提供ネットワークを構築し、符号のテーブルを持つようになります。他の機関の保有する個人情報が必要となった場合は、国が管理する情報提供ネットワークを利用して情報照会をかけ、各情報保有機関から情報の提供を受けることとなります。

マイナンバー制度は、各機関が保有する情報を繋げるための制度となり、情報のやり取りは符号を使って通信します。

(委員)

メリットとして、住民が各種手続きを行う際、様々な添付書類を取りに行く手間が省けるとのことですが、具体的には、住民がこれまで関係各機関を5ヶ所回っていたのを、1ヶ所で済ませることができるといえるのでしょうか。

(情報政策課)

マイナンバーは法律で定められた行政手続きにのみ使用が可能のため、回る箇所は少なくなると思いますが、1ヶ所で済ませられるとは限りません。

例えば、戸籍事務は利用目的に該当しないため、相続手続き等は従来どおり紙で行うことになり

ます。

また、マイナンバーは「民－民－官」での利用も可能となりますので、銀行でもマイナンバーを利用することとなります。

なお、国はマイナンバーカードに運転免許証や健康保険証、銀行のキャッシュカードを個人番号カード一枚に集約することも検討していると聞いております。

(委員)

マイナンバーはどのような方法で住民に通知されるのですか。

(情報政策課)

今年の10月に通知カードを各世帯へ配布いたします。

(委員)

郵送するのですか。

(情報政策課)

はい。郵送になります。

(委員)

住民票はマイナンバーの対象で、戸籍は対象にならないとお聞きしました。

全てがマイナンバーの対象になると思っていたのですが。

(情報政策課)

マイナンバーは約6,000の手続きで使えるようになり、その内、市町村は約600～700の事務で使えるようになります。

戸籍については、全ての市町村で電算化されていないため、難しいと考えます。

(会長)

現戸籍であれば電算化の可能性はあると思いますが、過去にさかのぼり戸籍をつなげることは難しいと思います。

(委員)

マイナンバーが第三者に盗まれた場合はどうしたらいいのですか。

(情報政策課)

盗まれて問題が生じる可能性が有る場合は、本人の申出もしくは、職権で個人番号を変更することができます。

紛失したのか、盗まれたのかを判断するのは難しいため、申出で判断するようになります。

(委員)

マイナンバーはカードで通知されるとのことですが、カードと本人との確認は写真等で判断され

るのでしょうか。

(情報政策課)

通知カードとともに、送付される申請書を提出していただければ、写真付きの個人番号カードが発行されるようになります。

個人番号カードを受け取る際は、本人が分かる公的証明書等で本人確認をします。

(委員)

カードを紛失した場合、自分の番号を忘れてしまう可能性があります、その場合はどうしたらいいのですか。

(情報政策課)

個人番号は12桁あります。紛失した場合は、通知カードの再発行手続きになり、本人が特定できる証明書等が必要になると思います。その際、個人番号も変更となる可能性があります。

(委員)

通知カード等を紛失した場合、電話で個人番号の問合せは可能ですか。

(情報政策課)

個人情報になりますので、電話でのお答えはできません。

(委員)

マイナンバーを郵送で通知するとのことですが、郵便は簡易書留以上でされるのですか。

(情報政策課)

国は記録証明等での郵送を考えています。

(委員)

マイポータルを利用し、自分の個人情報が何処でどのように使用されたかを確認することが可能と説明がありましたが、身に覚えが無いところで情報が使用される可能性はあるのでしょうか。

(総務管理課)

現状の個人情報取扱事務についても、業務遂行上、情報をやり取りすることがありますので、マイナンバーについても可能性はあります。法的には可能となります。

(情報政策課)

これまでは、自分の個人情報を、いつ、何処で、何の目的で使用したのか、請求しないと見ることができませんでしたが、今後は個人番号を利用した個人情報のアクセスについては、マイポータルにより、自分で閲覧する事が可能となります。

従来の個人情報取扱については、情報公開請求により確認することとなります。

(委員)

「なりますし」の危険性は。

(情報政策課)

個人情報を閲覧する場合は、マイナンバーと別途4桁のパスワード入力が必要になりますので、万が一紛失したカードが盗まれたとしても、危険性は低いと考えます。

(会長)

他に御意見等がなければ、「社会保障・税番号制度における個人情報の取扱いについて」は、これで終了いたします。

次に、「特定個人情報保護評価書（住民基本台帳事務）について」を議題とします。  
提案課から説明をお願いします。

(市民課)

【別添資料に基づき説明を行う】

(会長)

以上で説明は終わりましたが、何か御質問、御意見はありませんでしょうか。

(会長)

宇部市は、基礎評価、重点評価を作成し、既に国へ資料を提出済みであり、今回はその概要を説明し、当審議会に報告するという事によろしいですか。

(市民課)

はい、そうです。

(委員)

これまで、市民課が取扱う個人情報業務で問題が起きたことはありますか。

(市民課)

宇部市ではございませんが、全国的には、職員が有名人の情報を取得したり、閲覧したりした事例がございます。当市では、当たり前の事ですが、データの暗号化や職員研修を実施する等、個人情報の取扱いについて、さらに職員へ徹底していきたいと考えております。

(委員)

現在、住民票コードがありますが、マイナンバーとは違うのですか。

(情報政策課)

住民票コードを基に、マイナンバーが作成されます。

住民票コードは、マイナンバーとは別になるため、住民票コードがなくなる事はありません。  
また、住民票コードは、その目的のみにしか使用ができません。

(会長)

他に御意見等なければ、「特定個人情報保護評価書（住民基本台帳事務）について」を終了いたします。

その他、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

ありません。

(会長)

ほかがないようでしたら、本日の会議はこれで終了させていただきます。会議の円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。